

令和6年度採用

① 児童ホーム補助指導員の業務内容等

- (1) 勤務場所 尼崎市内小学校(41校)に設置されている児童ホーム
※ 必要に応じて、他の児童ホーム・こどもクラブへの配置換え及び応援勤務を行う場合があります。

(2) 業務内容

- ア 児童に対する育成支援(遊び・生活)の補助
- イ 児童ホーム行事の補助
- ウ その他児童課長が必要と認める業務

(3) 勤務時間 1週27時間勤務

| | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---------|-----------------|------------|
| 学校授業日 | 正午～午後5時 | 休憩なし |
| 長期休業期間等 | 午前8時15分～午後5時 | 勤務時間の中で1時間 |
| 土曜日 | 午前8時15分～午後5時15分 | 勤務時間の中で1時間 |

- ・ 勤務時間は、年間での時間調整により平均で1週27時間程度の勤務となります。
- ・ 長期休業期間等とは、春夏冬休みや学校代休日です。
- ・ 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合があります。

(4) 勤務を要しない日等

日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、その他指定する日
(土曜日勤務の週あり。土曜日勤務を行った週の翌週に勤務を要しない日を設ける等により勤務時間の調整を行います。)

(5) 給与等

ア 報酬日額

| 報酬日額(円) | | |
|----------------|---------------------|--------------|
| 学校授業日 (5時間) | 長期休業期間等 (7時間45分) | 土曜日 (8時間) |
| 5,650円 ? | 8,760円 ? | 9,040円 |
| 5,750円 | 8,910円 | 9,200円 |

※ 年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

ウ 期末手当及び勤勉手当 6月及び12月に支給(予定)

※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。

(6) 休暇等 年次休暇(有給)、夏季休暇(有給)、育児休業(無給)等の制度あり。

(7) 共済組合、厚生年金及び雇用保険
適用あり

令和6年度採用

② こどもクラブ補助指導員の業務内容等

- (1) 勤務場所 尼崎市内小学校(41校)に設置されているこどもクラブ
 ※ 必要に応じて、他の児童ホーム・こどもクラブへの配置換え及び応援勤務を行う場合があります。

- (2) 業務内容
 ア 児童の自主的な活動に対する支援の補助
 イ こどもクラブの行事の企画・実施の補助
 ウ その他児童課長が必要と認める業務

- (3) 勤務時間 1週19時間勤務(基本的な勤務時間)

| | 勤務時間 | 休憩時間 |
|---------|-----------------|------------|
| 学校授業日 | 午後1時15分～午後5時15分 | 休憩なし |
| 長期休業期間等 | 午前9時～午後5時 | 勤務時間の中で1時間 |
| 土曜日 | 午前9時～午後5時 | 勤務時間の中で1時間 |

- ・ 勤務時間は、年間での時間調整により平均で1週19時間程度の勤務となります。
- ・ 長期休業期間等とは、春夏冬休みや学校代休日です。
- ・ 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合があります。

- (4) 勤務を要しない日等
 日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、その他指定する日
 (土曜日勤務の週あり。土曜日勤務を行った週の翌週に勤務を要しない日を設ける等により勤務時間の調整を行います。)

- (5) 給与等
 ア 報酬日額

| 報酬日額(円) | |
|----------------|----------------------|
| 学校授業日 (4時間) | 長期休業期間等・土曜日 (7時間) |
| 4,520円 | 7,910円 |
| } | } |
| 4,600円 | 8,050円 |

※ 年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

- イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり
- ウ 期末手当及び勤労手当 6月及び12月に支給(予定)
 ※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。

- (6) 休暇等 年次休暇(有給)、夏季休暇(有給)、育児休業(無給)等の制度あり。

- (7) 共済組合、厚生年金及び雇用保険
 適用なし